

令和7年度の国民健康保険税率改正のお知らせ

▶令和5年度までの人当たりの医療費

年 度	一人当たり 医療費(円)	医療費(千円)	一人当たり 保険税額(円)
R 1	385,642	1,503,232	104,349
R 2	399,076	1,497,734	102,802
R 3	418,425	1,543,152	99,079
R 4	433,164	1,559,390	86,356
R 5	449,914	1,541,856	97,449

国民健康保険税率改正内容について

令和7年度は次のとおり税率を改正します。

▶税率改正内容

	令和6年度 (改正前)	令和7年度 (改正後)	標準保険税率 (県仮算定)
医療保険分	所得割額	5.6%	6.0%
	均等割額	26,000円	27,000円
	平等割額	21,000円	22,000円
後期高齢者支援金分	所得割額	2.1%	2.3%
	均等割額	10,000円	11,000円
	平等割額	7,000円	8,000円
介護納付金分	所得割額	1.6%	2.0%
	均等割額	11,000円	12,000円
	予算割額	5,000円	5,000円

改正に伴うモデルケース別影響額や、南三陸町の国民健康保険の財政状況については、町のホームページをご覧ください。

問 町民税務課 医療給付係 46-1373



記載内容は令和7年1月1日現在となっております。

大切に保管し、納期内に忘れずに納めましょう！

【納期限】 第1期…6月2日(月) 第2期…7月31日(木)
第3期…9月30日(火) 第4期…12月1日(月)

問 町民税務課 税務係 46-1372

令和7年度の国民健康保険税の税率などを改正します。

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療にかかるように、加入者が保険料(税)を出し合って、みんなで支え合う社会保障制度です。将来にわたり、加入者の皆様が安心して国民健康保険を利用できるよう、令和7年度から国民健康保険税率などを改正します。加入者の皆様にはご理解とご協力をお願いします。

南三陸町国民健康保険税の財政状況について

被保険者に納めていただく国民健康保険税は、国保制度を維持していくための財源となります。

宮城県では、令和12年度に県内の国民健康保険税の税率を統一することを目指しています。

南三陸町では、標準保険税率が低く、保険給付(医療費)に対する県への納付金など必要な歳出に対して歳入が少ないため赤字が発生しています。赤字分は財政調整基金を取崩して補填しており、財政運営が厳しい状況です。

国保財政の歳出の中で多くの割合を占めるのが、保険給付で、被保険者の高齢化、医療の高度化により、一人当たりの医療費は年々増え続けています。

現在、特定健診を推進し、病気の早期発見や健康増進を図っていますが、安定した国保の運営のためにも今後は、国民健康保険税の税率改正を毎年度実施します。

▶基金残高推移

